

2018年3月19日

食品衛生分科会

その他の報告事項  
に関する資料

(3) その他の報告事項

食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について	・ ・ ・ ・ 1
平成 29 年度食中毒発生状況等について	・ ・ ・ ・ 2
平成 30 年度輸入食品監視指導計画（案）について	・ ・ ・ ・ 9

食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について(平成30年3月14日時点)

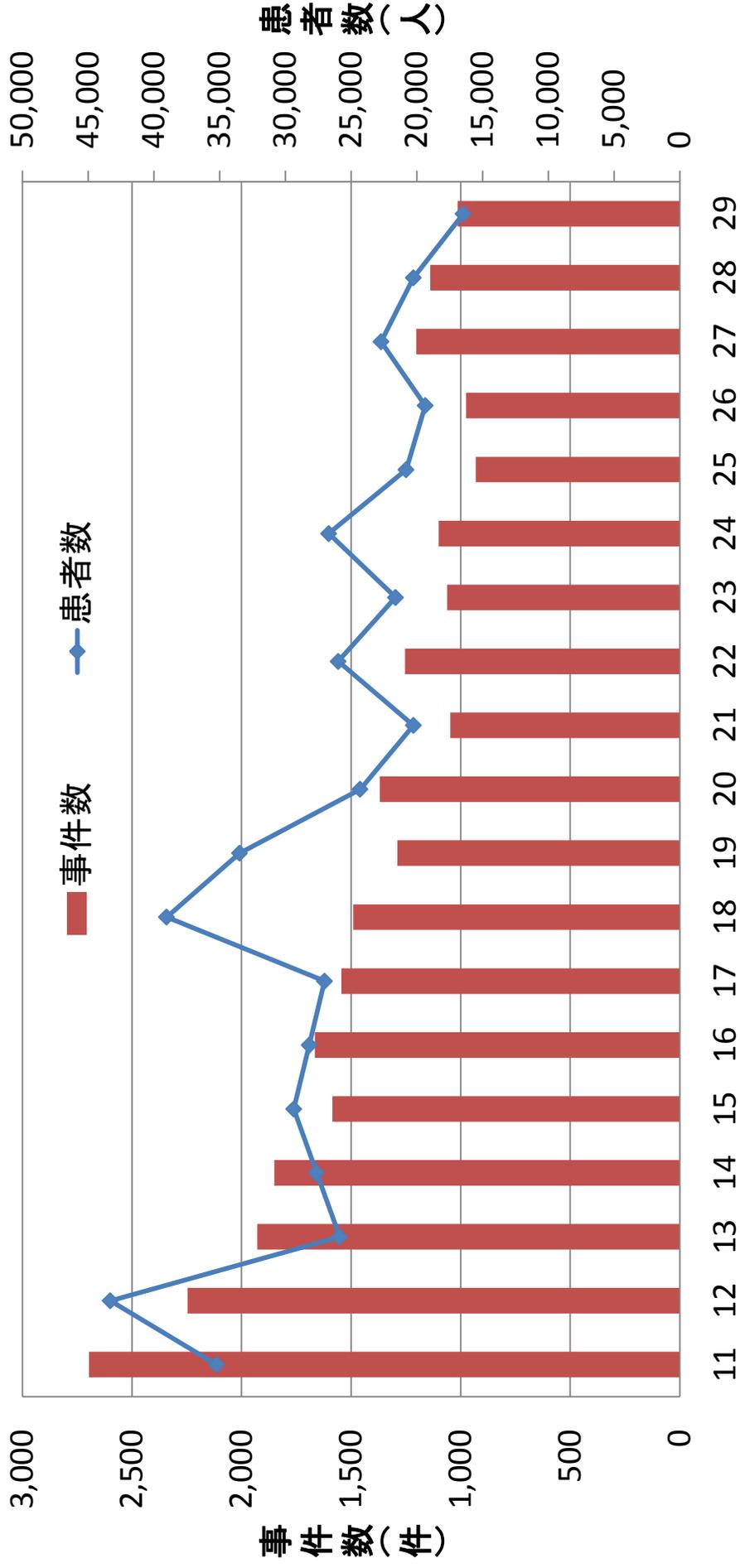
(前回(平成29年1月16日)及び前々回(平成29年11月17日)に開催の食品衛生分科会において、審議又は報告を行った農薬等及び添加物)

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況		WTO通報の状況		備考
11月17日	農薬	アミノシクロピラクロル	平成30年1月11日～ 平成30年2月9日	意見あり	WTO通報の対象外	—	
"	農薬	キャプタン	平成30年1月11日～ 平成30年2月9日	意見あり	平成30年2月5日～ 平成30年4月6日	実施中	
"	農薬	フェンブコナゾール	平成30年1月11日～ 平成30年2月9日	意見あり	平成30年2月5日～ 平成30年4月6日	実施中	
"	農薬	プロピコナゾール	平成30年1月11日～ 平成30年2月9日	意見あり	平成30年2月20日～ 平成30年4月21日	実施中	
"	動薬	プレドニゾン	平成30年1月11日～ 平成30年2月9日	意見なし	WTO通報の対象外	—	基準値(案) の変更なし
"	農薬	エトフェプロックス	平成30年1月11日～ 平成30年2月9日	意見あり	平成30年2月5日～ 平成30年4月6日	実施中	
"	動薬	ジョサマイシン	平成30年1月11日～ 平成30年2月9日	意見なし	平成30年2月5日～ 平成30年4月6日	実施中	
"	添加物	プロピコナゾール	平成30年2月8日～ 平成30年3月9日	意見あり	平成30年2月20日	実施済	基準値(案) の変更なし
1月16日	農薬	ジクロルプロップ	平成30年2月13日～ 平成30年3月14日	意見あり	平成30年2月12日～ 平成30年4月13日	実施中	
"	農薬	フルベンジアミド	平成30年2月13日～ 平成30年3月14日	意見あり	平成30年2月12日～ 平成30年4月13日	実施中	
"	農動薬	デルタメトリン及びトラロメトリン	平成30年2月13日～ 平成30年3月14日	意見あり	平成30年2月12日～ 平成30年4月13日	実施中	
"	動薬	スペクチノマイシン	平成30年1月11日～ 平成30年2月9日	意見あり	平成30年2月5日～ 平成30年4月6日	実施中	
"	動薬	デキサメタゾン	平成30年2月13日～ 平成30年3月14日	意見なし	平成30年2月12日～ 平成30年4月13日	実施中	
"	農薬	シフルメトフェン	平成30年2月13日～ 平成30年3月14日	意見あり	WTO通報の対象外	—	
"	農薬	レピメクチン	平成30年2月13日～ 平成30年3月14日	意見あり	平成30年2月12日～ 平成30年4月13日	実施中	
"	農薬	ヒドラメチルノン	平成30年2月13日～ 平成30年3月14日	意見あり	平成30年2月12日～ 平成30年4月13日	実施中	
"	農薬	フェンチン	平成30年2月13日～ 平成30年3月14日	意見あり	平成30年2月12日～ 平成30年4月13日	実施中	
"	農薬	フルカルバゾンナトリウム塩	平成30年2月13日～ 平成30年3月14日	意見あり	平成30年2月12日～ 平成30年4月13日	実施中	
"	農薬	プロパジン	平成30年2月13日～ 平成30年3月14日	意見あり	平成30年2月12日～ 平成30年4月13日	実施中	
"	動薬	オレアンドマイシン	平成30年2月13日～ 平成30年3月14日	意見なし	平成30年2月12日～ 平成30年4月13日	実施中	

# 平成29年食中毒発生状況 (概要版)

# 食中毒事件数・患者数の推移

	事件数	患者数	死亡者数
27年	1,202	22,718	6
28年	1,139	20,252	14
29年	1,014	16,464	3



# 患者数500人以上の事例(平成29年)

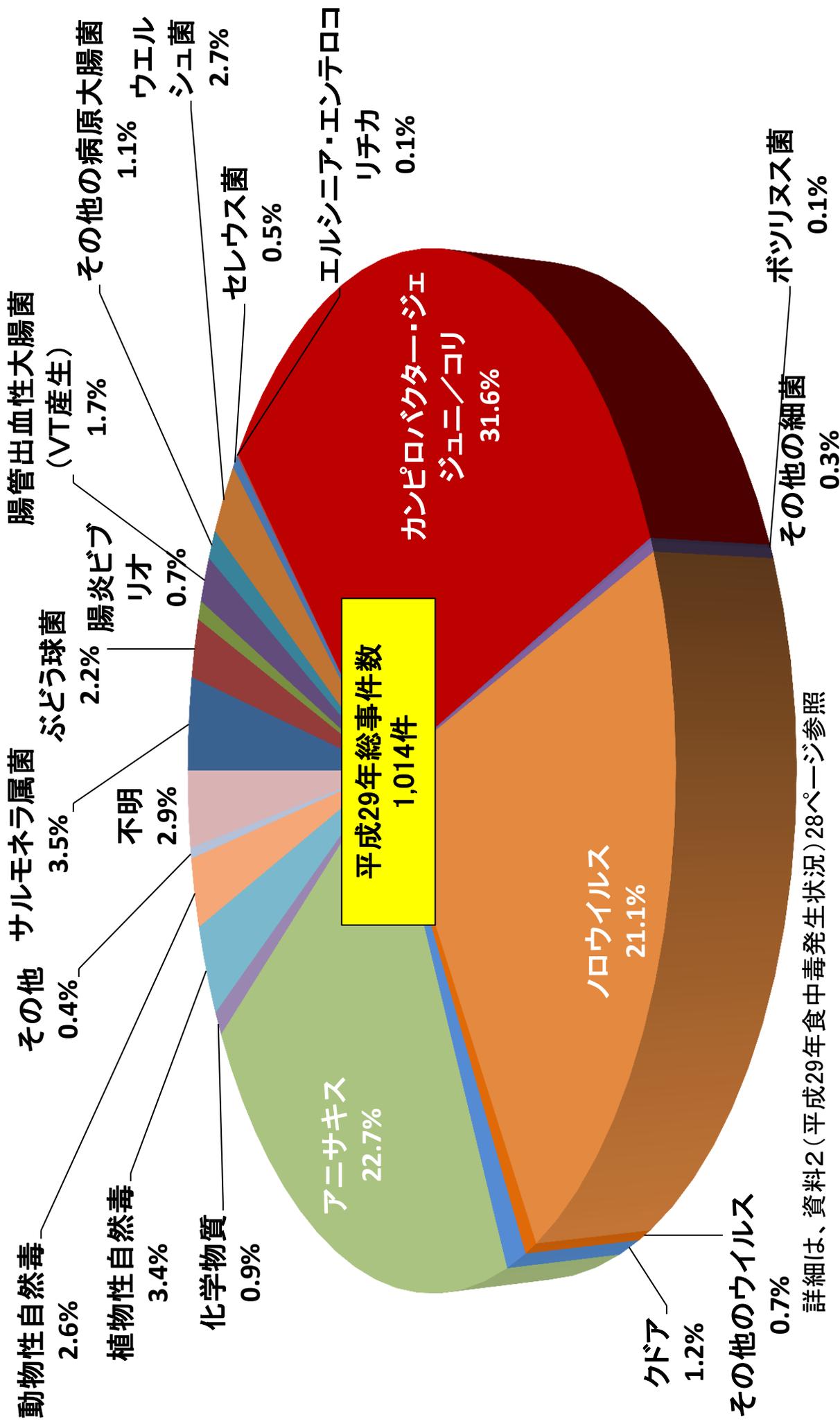
	原因施設 都道府県	発病年月日	原因施設 種別	原因食品	病因物質	患者 総数	死者 総数	摂食者 総数
1	和歌山県	2017/1/26	学校-給食 施設-共同 調理場	磯和え(学校給食)	ノロウイルス	763	0	2062
2	東京都	2017/2/16	学校-給食 施設-共同 調理場	きざみのり	ノロウイルス	1084	0	3078

※上記2例は同一製造者が加工した「キザミのり」を使用。

# 死者が発生した食中毒事例(平成29年)

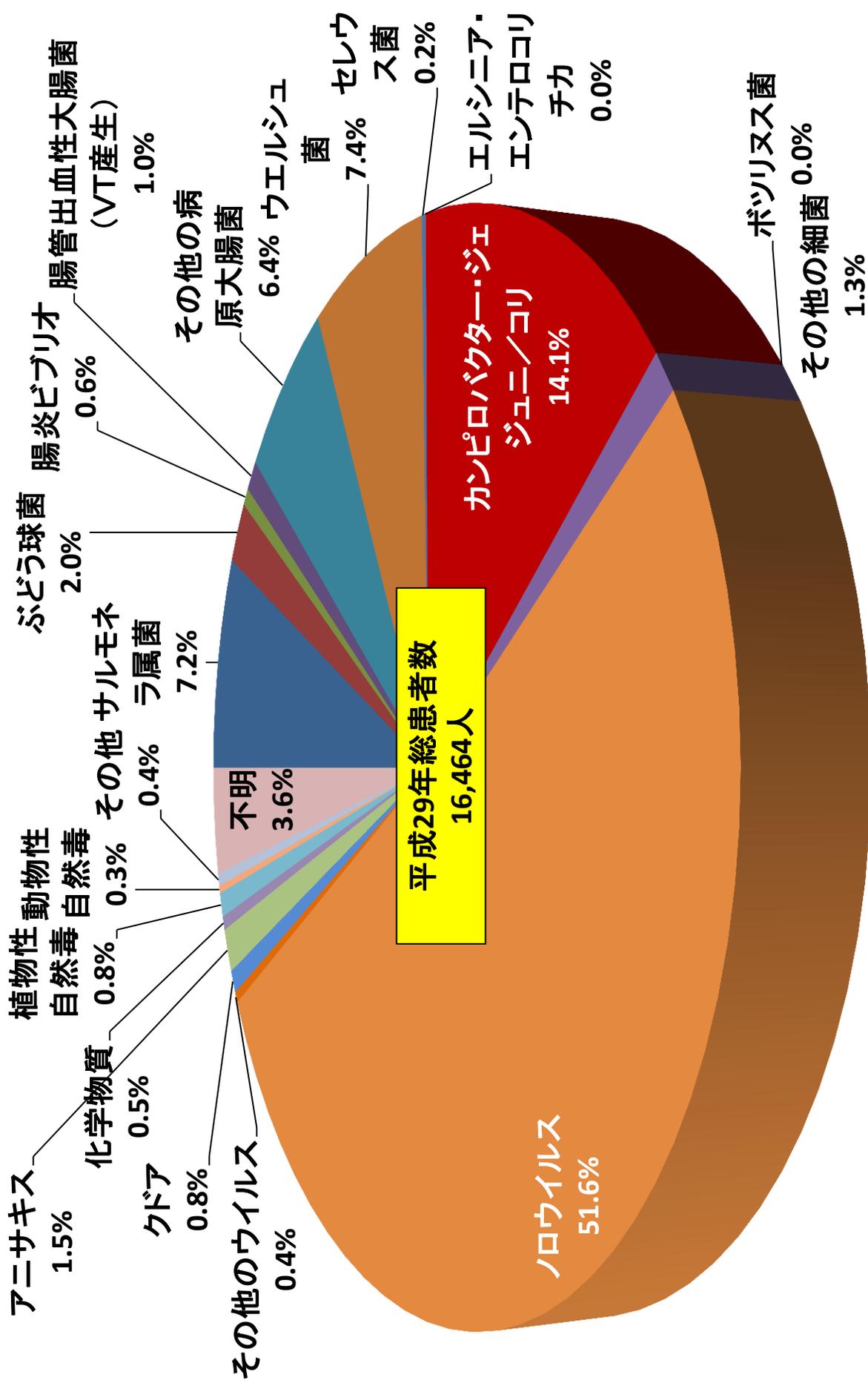
	都道府県	発病年月日	原因施設 種別	原因食品名	病因物質種別	患者数	死者数	摂食者 総数	死者年齢
1	足立区	2017/2/19	家庭	蜂蜜	細菌-ボツリヌス菌	1	1	1	男：0歳
2	北海道	2017/5/11	家庭	イヌサフラン	自然毒-植物性自然 毒	3	1	3	女：70歳～
3	前橋市	2017/8/13	飲食店	不明(平成29年8月 11日に調理・販売 された食品)	細菌-腸管出血性大 腸菌(VT産生)	1	1	40	女：1～4歳

# 病因物質別事件数発生状況(平成29年)



詳細は、資料2(平成29年食中毒発生状況)28ページ参照

# 病因物質別患者数発生状況(平成29年)



詳細は、資料2(平成29年食中毒発生状況)28ページ参照

# 平成29年度 監視指導等に関する通知(抜粋)

通知 年月日	通知名	主な内容
平成30年 2月22日	A型肝炎ウイルスによる食中毒の予防について	A型肝炎食中毒の発生を踏まえ、加熱調理用の二枚貝に関する加熱の徹底等
平成30年 2月8日	腸管出血性大腸菌の遺伝子型検査体制の整備及び研修会の開催について	反復配列多型解析法(MLVA)による検査体制の確保、技術研修等
平成30年 2月1日	食肉を介するE型肝炎ウイルス感染予防について	輸血用液製剤からE型肝炎ウイルスに感染した事例での死亡事例を踏まえ、野生鳥獣肉や食肉を摂食する場合の加熱の徹底等
平成29年 12月20日	感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの感染予防対策の啓発について	感染性胃腸炎の患者発生のピーク時期を踏まえた予防対策の啓発等
平成29年 11月10日	ノロウイルスによる食中毒の予防について	ノロウイルスによる食中毒の流行シーズンを迎え予防の注意喚起

# 平成29年度 監視指導等に関する通知(抜粋)

通知年月日	通知名	主な内容
平成29年 9月13日	腸管出血性大腸菌感染症・食中毒の予防対策等の啓発の徹底について	腸管出血性大腸菌O157の食中毒事案による死亡者発生を踏まえた予防対策の啓発等
平成29年 7月 6日	カンピロバクター食中毒対策の推進に関するQ&Aについて	食肉の流通時の加熱用表示等に関する調査の結果の報告等
平成29年 6月16日	「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について	ノロウイルスの食中毒の多発を踏まえた調理従事者の健康確認、記録の徹底等
平成29年 4月13日	有毒植物による食中毒防止の徹底について	食用と確実に判断できない植物について、「採らない」、「食べない」、「売らない」、「人にあげない」の注意喚起等
平成29年 4月7日	蜂蜜を原因とする乳児ボツリヌス症による死亡事案について	乳児が蜂蜜を喫食し、ボツリヌス症による死亡事案が発生したこと踏まえ、1歳未満の乳児に蜂蜜を与えないよう注意喚起等

# 平成 30 年度輸入食品監視指導計画（案）の概要

平成 30 年 3 月 19 日  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
食品監視安全課  
輸入食品安全対策室

## 1. 目的

輸入食品等の重点的、効果的かつ効率的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

## 2. 適用期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

## 3. 輸入食品の現状等（下線部：新たに盛り込んだ事項）

### 【平成 29 年度監視指導の概況】

- モニタリング検査や検査命令等の輸入時における監視指導の強化を実施
- 輸出国の食品安全に係る規制及び衛生管理体制に関する調査を実施
- 個別問題に係る輸出国との協議、現地調査を実施
- 牛海綿状脳症（BSE）等に係る輸出国段階での衛生管理に関する現地調査を実施
- 輸入時の検査体制の整備

## 4. 平成 30 年度監視指導の基本的考え方

### 【監視指導の基本的考え方】

食品安全基本法第 4 条において、「食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない」とされており、この観点から、輸出国における生産の段階から、輸入、国内流通までの各段階において必要な衛生管理対策の措置を講じるもの。

### 【今後の基本方針】

- 輸出国段階での衛生管理対策を更に強化
- 輸入時の検査体制の整備

### 【平成 30 年度計画の基本的考え方】

- 初回輸入時や輸出国での衛生管理が特に重要な食品を中心とした、輸入届出内容と実際の貨物が同一であることの確認（貨物確認検査）
- 病原微生物、ポジティブリスト制度に対応した残留農薬等、冷凍水産加工食品等の成分規格に関するモニタリング検査の実施。
- 輸出国のHACCP導入状況等の制度調査の実施及びHACCPに基づく衛生管理の推進
- CPTPPを含めた経済連携協定等を踏まえた、諸外国の食品衛生に係る情報の収集
- 輸入届出内容と実際の貨物が同一であることの確認を含む輸入前指導の推進
- 「食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関するガイドライン」（平成 29 年 7 月 10 日付け生食発第 0710 第 15 号）に基づいた、輸入者に対する輸出国での生産等段階における必要な確認の指導
- リスクコミュニケーションの推進

## 5. 平成 30 年度監視指導の具体的内容

### 【重点的に実施すべき事項】

- 輸入届出の審査による食品衛生法への適合性確認
- モニタリング検査<sup>※1</sup>の実施（平成 30 年度計画：約 98,500 件）
- モニタリング検査以外の行政検査の実施
  - ・ 貨物確認検査の実施
- 検査命令<sup>※2</sup>の実施
- 包括的輸入禁止措置<sup>※3</sup>の検討
- 海外からの問題発生情報に基づく緊急対応

### 【輸出国段階における衛生管理対策の推進】

- 輸出国の政府担当者等に対する我が国の食品衛生管理規制等の周知
- 計画的な情報収集及び現地調査による対日輸出食品の安全対策の推進
- 試験検査技術等の技術協力
- HACCP に基づく衛生管理の推進

### 【輸入者による自主的な衛生管理の推進】

- 食品衛生上の規制、輸入者の責務等の周知
- 輸入前相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
  - ・ 輸入届出の内容と実際の貨物が同一であることの確認の指導
- モニタリング検査時における流通状況の記録等の提出の指導
- 「健康食品」として販売する食品に対する安全性確保の指導
- 器具・容器包装に対する輸出国での生産等段階における必要な確認の指導

### 【法違反が判明した場合の対応】

- 廃棄等又は迅速な回収の指示及び再発防止策の構築の指導
- 違反原因の調査及び改善結果の報告の指導
- 輸入者等に対する営業禁停止処分の検討
- 違反事例の公表

### 【関係者相互間の情報及び意見の交換】

- 二国間協議及び現地調査等に関する情報の公表
- 輸入食品監視指導計画及び結果の公表
- リスクコミュニケーションの実施

### 【その他】

- 検疫所に従事する食品衛生監視員の人材の養成及び資質の向上
- 検疫所が実施する試験検査等に係る点検

※1：多種多様な輸入食品等について、幅広く監視するため、食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案し定めた、統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、輸入者に対し輸入の都度の検査を命ずるもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない

※3：厚生労働大臣が、危害の発生防止の観点から必要と認める場合、検査を要せずに特定の食品等の販売、輸入を禁止できる措置

平成 30 年度輸入食品監視指導計画（案）に関する意見募集結果

平成 30 年 3 月 19 日  
生活衛生・食品安全部

1. 意見募集期間

平成 30 年 1 月 24 日～ 2 月 22 日（30 日間）

2. 意見数

7 の個人・団体から延べ 27 件

3. 主な意見概要

（1）輸入時の監視体制の強化

○輸入動向の変化に対応した監視体制の充実、強化

（2）輸出国における安全対策の強化

○HACCP に基づく衛生管理の手法の推進

○輸出国の安全対策に関する情報収集等の強化

（3）関係行政機関との連携の強化

（4）国民への情報提供の強化

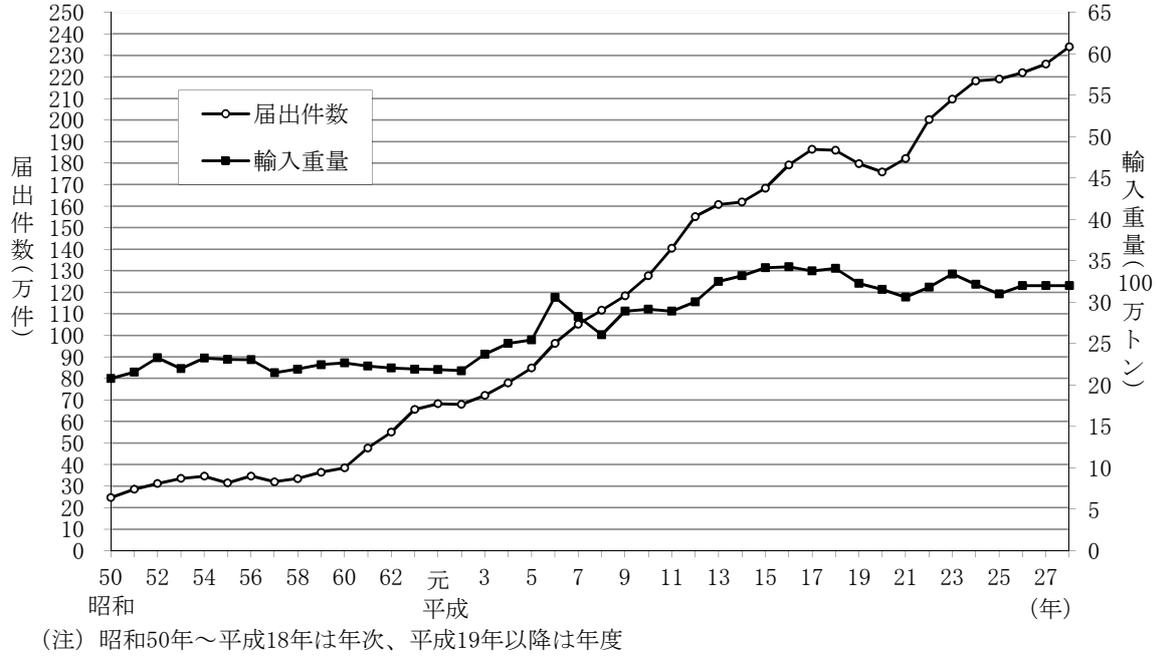
○輸入食品の安全性に関する説明体制の強化

4. 今後の対応

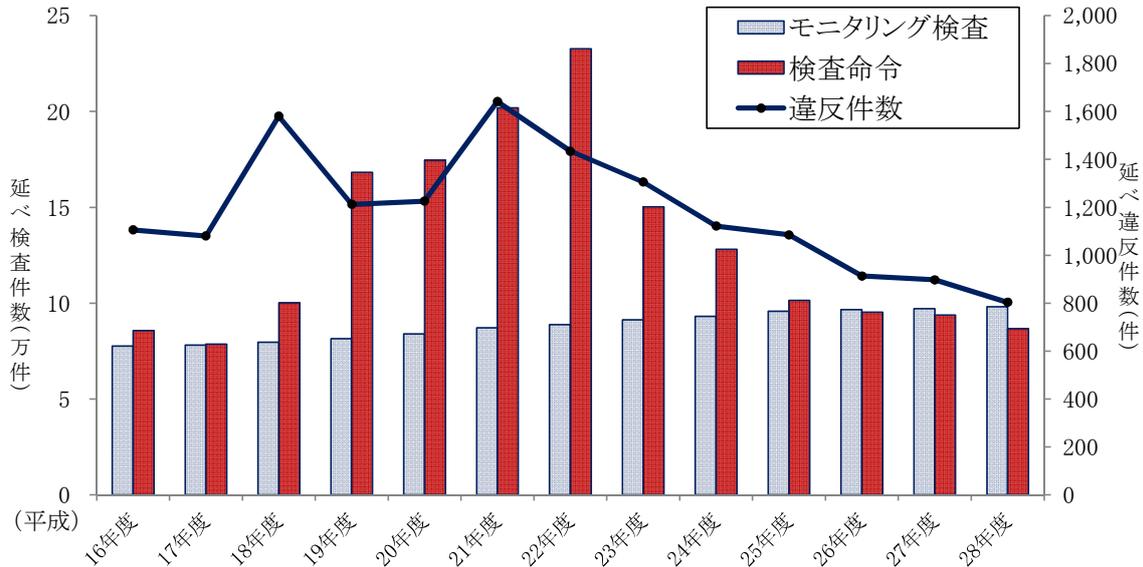
計画（案）について、次の修正を行い、年度内に官報掲載、検疫所宛て通知、厚労省ホームページ掲載等を行う。

意見概要	計画（案）の修正方針
監視指導計画の別表第 2 には、「いわゆる健康食品」に対する事前の確認事項として「健康被害情報の確認」が挙げられているが、計画（案）本文には記述がないため、本文にも記載し、明確に位置づけて取り組みを進めてほしい。	意見を踏まえ、平成 30 年度輸入食品監視指導計画 5（3）に「健康食品」として販売される食品にあつては、食経験の確認等安全性の確保に努めるよう指導するとともに、国内外の健康被害事例等を受けて本省が注意喚起している成分等を含む食品にあつては、適切な管理を実施するよう指導する。」を追記することとしました。

### 1. 年別輸入・届出数量の推移

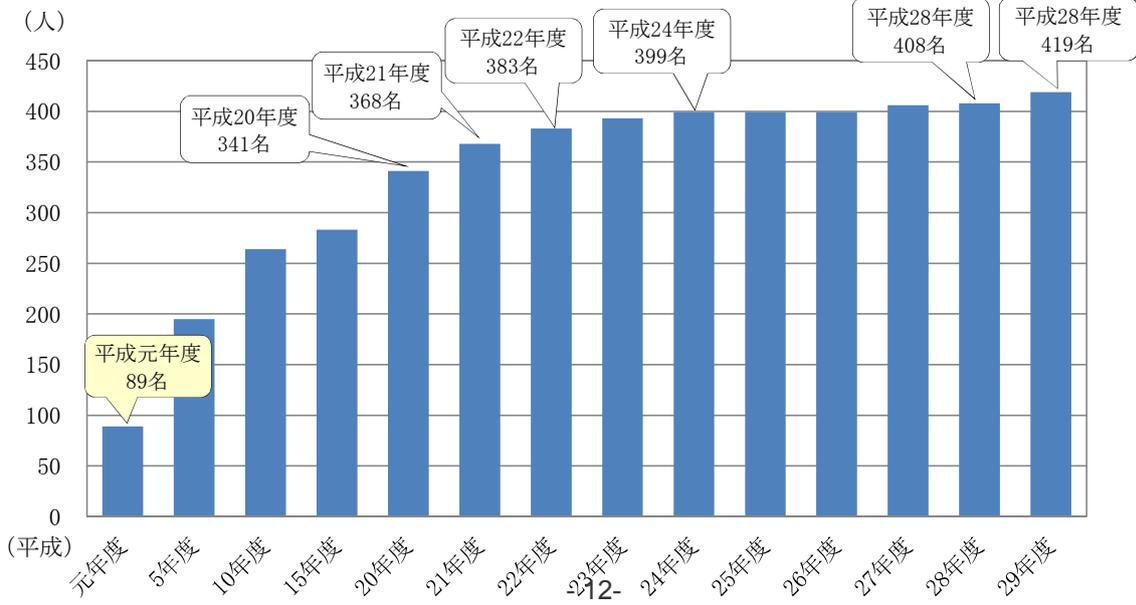


### 2. 年度別延べ検査件数<sup>※</sup>の推移



※1件の届出に対して複数の検査項目を実施している場合があるため延べ検査件数での推移とした。

### 3. 検疫所の食品監視員年度推移



平成 28 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の概要

1. 輸入食品監視指導計画とは

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいう。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対する監視指導を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において必要な措置が適切に講じられることにより行われなければならない。）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階における安全確保に係る措置を図るために計画を策定し、監視指導を実施する。

3. 重点的に監視指導を実施すべき項目の実施結果

[ ] カッコ内は平成 27 年度の数値

(1) 輸入届出時における法違反の有無の確認

届出件数約 234 万件 [約 226 万件]、届出重量約 3,230 万トン [約 3,190 万トン] について、法に基づく規格、基準等への適合性について審査を実施。

(2) モニタリング検査<sup>\*1</sup>（※件数については延べ数）

- ① モニタリング計画：95,929 件 [95,090 件]
- ② 実施件数：98,164 件 [97,187 件]（実施率：約 102% [約 102%]）、うち違反件数：136 件 [173 件]

(3) 検査命令<sup>\*2</sup>

- ① 全輸出国の 17 品目及び 31 力国・1 地域の 69 品目（平成 29 年 3 月 31 日現在）
- ② 実施件数：56,877 件 [58,874 件]（延べ 86,629 件 [延べ 93,859 件]）、うち違反件数：235 件 [239 件]（延べ 235 件 [延べ 239 件]）

(4) 違反状況

- ① 違反件数：773 件 [858 件]（違反率：届出件数の 0.03% [0.04%]、検査件数：約 20 万件 [約 20 万件]）  
（違反件数：微生物規格 190 件 [222 件]、有害・有毒物質及び病原微生物 176 件 [153 件]、残留農薬 120 件 [135 件]、添加物 108 件 [121 件]、器具、容器包装規格 50 件 [31 件]、腐敗、変敗、異臭及びカビの発生等 46 件 [106 件]、残留動物用医薬品 44 件 [52 件]、他 42 件 [39 件]）
- ② 違反は積み戻し、廃棄等の措置
- ③ 包括的輸入禁止規定<sup>\*3</sup>の発動対象となる品目はなかった。

#### (5) 海外情報等に基づく緊急対応

米国産冷凍野菜及び冷凍果実におけるリステリア・モノサイトゲネス汚染のおそれ、米国産オゴノリにおけるサルモネラ属菌汚染のおそれ、ブラジル産鶏肉における食肉検査の不正などについて、輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査を行い、流通品に対する回収や輸入届出の保留等の措置を指示した。

### 4. 輸出国における安全対策の推進

(1) 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による衛生対策の推進を図った。

例：インドでのスパイス製造施設、えびの養殖場などの管理状況の現地調査、ノルウェーでのさけ養殖場及び水産加工施設の現地調査など

(2) 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理、監視体制の強化、輸出前検査等による衛生管理対策の確立の要請を行った。

例：パラグアイ産ゴマの種子及びフィリピン産マンゴーの残留農薬、米国産牛肉の BSE など

(3) 輸出国における説明会の開催等を通じた、政府担当者及び生産者に対する食品安全規制の周知を行った。

例：インド、シンガポール、ノルウェー、マレーシアでの日本の輸入食品監視体制及び衛生規則についてのセミナーの開催など

### 5. 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

[ ] カッコ内は平成 27 年度の数値

(1) 輸入前指導（いわゆる輸入相談）

品目別相談件数 24,180 件 [24,377 件]、うち違反該当件数 410 件 [364 件] (延べ 489 件 [延べ 461 件])

(2) 輸入前相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導

(3) 輸入食品等の記録の作成、保存に係る指導

(4) 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発として、各検疫所において説明会等を開催

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品の種類ごとに輸入量、違反率等を勘案し定めた計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し、検査を命令し、検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定